



平成29年6月26日

各 位

上場会社名 マツダ株式会社
代表者 代表取締役社長 小飼 雅道
(コード番号 7261)
問合せ先責任者 財務本部 経理部長
竹多 政博
(TEL 082-282-1111)

タカタ株式会社の民事再生手続開始の申立て等に伴う当社業績への影響について

当社の取引先であるタカタ株式会社(以下、タカタ社という)が、2017年6月26日付で、東京地方裁判所に民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを、また、タカタ社の米国子会社である TK Holdings Inc.が、2017年6月25日(米国東部時間)において、米国デラウェア州連邦破産裁判所に米国連邦倒産法第11章(チャプター11)に基づく手続の申請をそれぞれ行いました。これにより、今後、日本及び米国において、裁判所の監督のもと、それぞれ手続が開始される見込みです。

当社及び当社のグループ会社(以下、当社グループという)は、タカタ社及びタカタ社のグループ会社(以下、タカタ社グループという)より、シートベルト等の部品の供給を受けておりますが、今後もタカタ社グループは事業継続を目的とする再生手続を進めるため、部品の供給は継続される見込みであり、当社グループの生産等へ与える影響は限定的であると考えております。

また、当社は、タカタ製エアバッグインフレーターに関連した市場措置を実施しており、この品質関連費用について、当社とタカタ社との責任割合は、現時点、一部の費用を除いてタカタ社と合意には至っておりません。そのため、未合意の費用については、連結財務諸表上のタカタ社に対する債権として計上しておりません。タカタ社の責任割合については、今後の法的手続の中で引き続き主張していく予定です。しかしながら、タカタ社グループによる上記法的手続開始申立てにより、今後の求償の実現性については不透明な状況にあり、今後の法的手続の中で、取立不能または取立遅延が発生する可能性があります。

なお、既に市場措置を実施した品質関連費用は、製品保証引当金繰入額に計上しており、当該債権について取立不能または取立遅延が発生したとしても、当社グループの2018年3月期の業績に与える影響は限定的であると考えております。

今後、新たに開示すべき事象が生じた場合は、速やかに開示いたします。

以 上